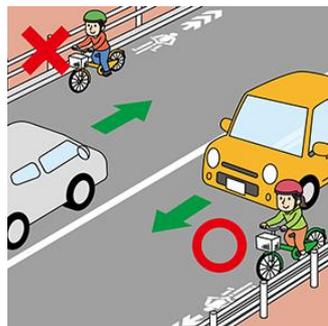


# 交通安全ニュース

「自転車安全利用五則」を守って、安全運転に努めましょう。

## ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

また、道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

## ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。  
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

## ③ 夜間はライトを点灯



無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

## ④ 飲酒運転は禁止



自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

## ⑤ ヘルメットを着用



事故による被害を軽減させるため、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用しましょう。

5月1日から5月31日は自転車月間です。  
自転車は、車の仲間です！  
交通ルールを守って、自転車を安全に利用しましょう。  
**自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。**

